

日時:2012 年 11 月 9 日(金) 午前 11 時 30 分～午後 12 時 15 分

場所:日米教育委員会事務局 会議室

【議案】

- 第 1 号議案 2011 年度決算書類の修正
- 第 2 号議案 審査委員会規則(案)
- 第 3 号議案 役員等旅費規程(案)
- 第 4 号議案 事業計画(奨学生)の件
- 第 5 号議案 当法人活動の報告
- 第 6 号議案 その他

【報告】

- 1. 中村コンサルティングオフィスとの顧問契約
- 2. フルブライト・プログラム 60 周年記念募金

【配付資料】

- 1. 2011 年度決算書類(6/15 定時評議員会承認、6/29 内閣府事業報告提出書類)
 - 貸借対照表 P1
 - 正味財産増減計算書 P2
 - 正味財産増減計算書(内訳表) P3
 - 財務諸表に関する注記 P4-5
 - 財産目録 P6
 - 監査報告書 P7-9
- 2. 審査委員会規則(案) P10-11
- 3. 役員等旅費規程(案) P12-15
- 4. 事業計画(奨学生)の件 P16
- 5. 当法人活動の報告 P17
- 6. 中村コンサルティングオフィスとの顧問契約内容と会社概要 P18-21
- 7. フルブライト・プログラム 60 周年記念募金 P22-23

【別添資料】

- 1. 確約書(9/7 内閣府提出)
- 2. 正味財産増減計算書(次年度より改善すべき点を反映)

貸借対照表
2012年3月31日現在

科 目	(単位:円) 当年度
I 資産の部	
1 流動資産	
現金/預金	43,186,355
預け金	797,845
未収収益金	207,368
立替金	41,003
流動資産 合計	44,232,571
2 固定資産	
(1) 基本財産	
定期預金	50,000,000
基本財産 小計	50,000,000
(2) 特定資産	
定期預金 → 貸付預金	30,000,000
志野基金	27,883,040
三上基金	63,362,388
奨学生基金	70,276,527
特定資産 小計	191,521,955
(3) その他固定資産	
電話加入権	30,000
事務所敷金	1,382,600
その他固定資産 小計	1,412,600
固定資産 合計	242,934,555
資 産 合 計	287,167,126
II 負債の部	
1 流動負債	
未払奨学金	23,596,737
未払金	3,337,516
預り金	172,516
流動負債合計	27,106,769
負 債 合 計	27,106,769
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	
寄付金	241,521,955
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)
(うち特定財産への充当額)	(191,521,955)
2 一般正味財産	18,538,402
正味財産合計	260,060,357
負債及び正味財産合計	287,167,126

貸借対照表
2012年3月31日現在

科 目	(単位:円) 当年度
I 資産の部	
1 流動資産	
現金/預金	43,186,355
預け金	797,845
未収収益金	207,368
立替金	41,003
流動資産 合計	44,232,571
2 固定資産	
(1) 基本財産	
定期預金	50,000,000
基本財産 小計	50,000,000
(2) 特定資産	
志野基金	27,883,040
三上基金	63,362,388
奨学生基金	100,276,527
特定資産 小計	191,521,955
(3) その他固定資産	
電話加入権	30,000
事務所敷金	1,382,600
その他固定資産 小計	1,412,600
固定資産 合計	242,934,555
資 産 合 計	287,167,126
II 負債の部	
1 流動負債	
未払奨学金	23,596,737
未払金	3,337,516
預り金	172,516
流動負債合計	27,106,769
負 債 合 計	27,106,769
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	
寄付金	241,521,955
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)
(うち特定財産への充当額)	(191,521,955)
2 一般正味財産	18,538,402
正味財産合計	260,060,357
負債及び正味財産合計	287,167,126

(単位:円)

科 目	当年度
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	
基本財産受取利息	44,772
② 特定資産運用益	
特定資産受取利息	977,367
③ 受取寄付金	
受取寄付金	0
受取寄付金振替額	6,902,336
受取寄付金航空券	6,932,944
④ その他受取利息	768
経常収益計	14,858,187
(2) 経常費用	
奨学金	55,923
奨学選考費	41,667
航空運賃	6,932,944
給料手当	1,680,529
地代家賃	1,721,431
光熱水料費	147,008
旅費交通費	607,635
通信運搬費	202,892
会議費	210,983
OA使用料	273,157
臨時雇賃金	1,988,337
支払手数料	60,487
事務用品費	59,092
印刷製本費	209,238
委託費	237,450
保険料	2,400
諸謝料	201,849
外部監査料	1,050,000
保守点検費	94,640
什器備品等	14,737
倉庫料	19,950
研修費	4,600
租税公課	3,050
雑費	147,035
経常費用計	15,967,034
評価損益等調整前当期計上増減額	△ 1,108,847
特定資産評価損	
当期経常増減額	△ 1,108,847
2. 経常外増減の部	
経常外収益	
奨学金過年度調整	1,134,347
経常外費用	
当期経常外増減額	1,134,347
当期一般正味財産増減額	25,500
一般正味財産期首残高	18,512,902
一般正味財産期末残高	18,538,402
II 指定正味財産の増減の部	
受取寄付金	7,350,365
基本財産運用益	44,772
有価証券評価損	△ 375,246
一般正味財産への振替額	△ 6,947,108
当期指定正味財産増減額	72,783
指定正味財産期首残高	241,449,172
指定正味財産期末残高	241,521,955
III 正味財産期末残高	260,060,357

前年度はかり

正味財産増減計算書
自2011年11月1日至2012年3月31日

(単位:円)

科目	公益目的事業会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産受取利息		44,772	44,772
② 特定資産運用益			0
特定資産受取利息		977,367	977,367
③ 受取寄付金			0
受取寄付金			0
受取寄付金振替額	4,470,560	2,431,776	6,902,336
受取寄付金航空券	6,932,944		6,932,944
④ その他受取利息		768	768
経常収益計	11,403,504	3,454,683	14,858,187
(2) 経常費用			
事業費			
奨学金	55,923		55,923
奨学選考費	41,667		41,667
航空運賃	6,932,944		6,932,944
給料手当	1,327,618		1,327,618
地代家賃	1,540,681		1,540,681
光熱水料費	131,572		131,572
旅費交通費	46,610		46,610
通信運搬費	182,603		182,603
会議費	21,755		21,755
OA使用料	136,578		136,578
臨時雇賃金	1,570,786		1,570,786
支払手数料	30,243		30,243
事務用品費	46,683		46,683
印刷製本費	209,238		209,238
委託費	237,450		237,450
管理費			
給料手当		352,911	352,911
地代家賃		180,750	180,750
光熱水料費		15,436	15,436
旅費交通費		561,025	561,025
通信運搬費		20,289	20,289
会議費		189,228	189,228
OA使用料		136,579	136,579
臨時雇賃金		417,551	417,551
支払手数料		30,244	30,244
事務用品費		12,409	12,409
保険料		2,400	2,400
諸謝料		201,849	201,849
外部監査料		1,050,000	1,050,000
保守点検費		94,640	94,640
什器備品等		14,737	14,737
倉庫料		19,950	19,950
研修費		4,600	4,600
租税公課		3,050	3,050
雑費		147,035	147,035
経常費用計	12,512,351	3,454,683	15,967,034
評価損益等調整前当期計上増減額	△ 1,108,847	0	△ 1,108,847
特定資産評価損			
当期経常増減額	△ 1,108,847		△ 1,108,847
2. 経常外増減の部			
経常外収益			
奨学金過年度調整	1,134,347		1,134,347
経常外費用			
当期経常外増減額	1,134,347		1,134,347
当期一般正味財産増減額	25,500		25,500
一般正味財産期首残高	18,512,902		18,512,902
一般正味財産期末残高	18,538,402	0	18,538,402
II 指定正味財産の増減の部			
1. 増加の部			
受取寄付金	4,918,589	2,431,776	7,350,365
基本財産運用益		44,772	44,772
増加の部計	4,918,589	2,476,548	7,395,137
2. 減少の部			
有価証券評価損	375,246		375,246
一般正味財産への振替額	4,470,560	2,476,548	6,947,108
減少の部計	4,845,806	2,476,548	7,322,354
当期指定正味財産増減額	72,783	0	72,783
指定正味財産期首残高	241,449,172	0	241,449,172
指定正味財産期末残高	241,521,955	0	241,521,955
III 正味財産期末残高	260,060,357	0	260,060,357

正味財産増減計算書 (内訳表)
自2011年11月1日至2012年3月31日

(単位:円)

科目	公益目的事業会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産受取利息	44,772		44,772
② 特定資産運用益			0
特定資産受取利息		977,367	977,367
③ 受取寄付金			0
受取寄付金			0
受取寄付金振替額	4,425,788	2,476,548	6,902,336
受取寄付金航空券	6,932,944		6,932,944
④ その他受取利息		768	768
経常収益計	11,403,504	3,454,683	14,858,187
(2) 経常費用			
事業費			
奨学金	55,923		55,923
奨学選考費	41,667		41,667
航空運賃	6,932,944		6,932,944
給料手当	1,327,618		1,327,618
地代家賃	1,540,681		1,540,681
光熱水料費	131,572		131,572
旅費交通費	46,610		46,610
通信運搬費	182,603		182,603
会議費	21,755		21,755
OA使用料	136,578		136,578
臨時雇賃金	1,570,786		1,570,786
支払手数料	30,243		30,243
事務用品費	46,683		46,683
印刷製本費	209,238		209,238
委託費	237,450		237,450
管理費			
給料手当		352,911	352,911
地代家賃		180,750	180,750
光熱水料費		15,436	15,436
旅費交通費		561,025	561,025
通信運搬費		20,289	20,289
会議費		189,228	189,228
OA使用料		136,579	136,579
臨時雇賃金		417,551	417,551
支払手数料		30,244	30,244
事務用品費		12,409	12,409
保険料		2,400	2,400
諸謝料		201,849	201,849
外部監査料		1,050,000	1,050,000
保守点検費		94,640	94,640
什器備品等		14,737	14,737
倉庫料		19,950	19,950
研修費		4,600	4,600
租税公課		3,050	3,050
雑費		147,035	147,035
経常費用計	12,512,351	3,454,683	15,967,034
評価損益等調整前当期計上増減額	△ 1,108,847	0	△ 1,108,847
特定資産評価損			
当期経常増減額	△ 1,108,847		△ 1,108,847
2. 経常外増減の部			
経常外収益			
奨学金過年度調整	1,134,347		1,134,347
経常外費用			
当期経常外増減額	1,134,347		1,134,347
当期一般正味財産増減額	25,500		25,500
一般正味財産期首残高	18,512,902		18,512,902
一般正味財産期末残高	18,538,402		18,538,402
II 指定正味財産の増減の部			
受取寄付金	7,350,365		7,350,365
基本財産運用益	44,772		44,772
有価証券評価損	△ 375,246		375,246
一般正味財産への振替額	△ 6,947,108		△ 6,947,108
当期指定正味財産増減額	72,783		72,783
指定正味財産期首残高	241,449,172		241,449,172
指定正味財産期末残高	241,521,955		241,521,955
III 正味財産期末残高	260,060,357		260,060,357

財務諸表に関する注記

当公益財団法人は、平成23年11月1日に公益財団法人として認定された。

この財務諸表は公益財団へ移行後の初年度のものである。すなわち、平成23年11月1日から平成24年3月31日の期間にかかるものである。

注記上の前期末は平成23年10月31日である。

1. 重要な会計指針

(1) 奨学金事業費の計上基準

奨学金は、JUSECからの報告に基づき奨学金に係る支払費用が精算される。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

保有するすべての有価証券は満期保有目的であり、償却原価法(定額法)を採用している。前期(平成23年10月31日)までは、有価証券の評価を時価によって行っていたが、今期からは保有する有価証券は満期保有目的で保有するものであるとの理由により、償却減価法(定額法)による評価方法に変更した。

(3) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理方法によっている。

(単位:円)

	1年以内	1年超	合計
未経過リース料	252,000	924,000	1,176,000

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額およびその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
【基本財産】				
定期預金 大和ネクスト銀行	50,000,000	0	0	50,000,000
基本財産 計	50,000,000	0	0	50,000,000
【特定資産】				
定期預金 三井住友信託銀行	0	30,000,000	0	30,000,000
志野基金 三菱東京UFJ銀行普通預金	2,901,842	50,289	50,289	2,901,842
志野基金 利付国債	25,100,600	0	119,402	24,981,198
三上基金 三菱東京UFJ銀行普通預金	3,384,370	336	336	3,384,370
三上基金 利付国債	59,990,700	0	12,682	59,978,018
奨学生基金 みずほ銀行普通預金	0	30,000,000	0	30,000,000
奨学生基金 公募公債	60,027,660	40,448,029	60,199,162	40,276,527
奨学生基金 県民債	40,044,000	0	40,044,000	0
特定資産 計	191,449,172	100,498,654	100,425,871	191,521,955
合計	241,449,172	100,498,654	100,425,871	241,521,955

財務諸表に対する注記

当公益財団法人は、平成23年11月1日に公益財団法人として認定された。

この財務諸表は公益財団へ移行後の初年度のものである。すなわち、平成23年11月1日から平成24年3月31日の期間にかかるものである。

注記上の前期末は平成23年10月31日である。

1. 重要な会計指針

(1) 奨学金事業費の計上基準

奨学金は、JUSECからの報告に基づき奨学金に係る支払費用が精算される。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

保有するすべての有価証券は満期保有目的であり、償却原価法(定額法)を採用している。前期(平成23年10月31日)までは、有価証券の評価を時価によって行っていたが、今期からは保有する有価証券は満期保有目的で保有するものであるとの理由により、償却原価法(定額法)による評価方法に変更した。

(3) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理方法によっている。

(単位:円)

	1年以内	1年超	合計
未経過リース料	252,000	924,000	1,176,000

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額およびその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
【基本財産】				
定期預金 大和ネクスト銀行	50,000,000	0	0	50,000,000
基本財産 計	50,000,000	0	0	50,000,000
【特定資産】				
志野基金 三菱東京UFJ銀行普通預金	2,901,842	50,289	50,289	2,901,842
志野基金 利付国債	25,100,600	0	119,402	24,981,198
三上基金 三菱東京UFJ銀行普通預金	3,384,370	336	336	3,384,370
三上基金 利付国債	59,990,700	0	12,682	59,978,018
奨学生基金 三井住友信託銀行定期預金	0	30,000,000	0	30,000,000
奨学生基金 みずほ銀行普通預金	0	30,000,000	0	30,000,000
奨学生基金 公募公債	60,027,660	40,448,029	60,199,162	40,276,527
奨学生基金 県民債	40,044,000	0	40,044,000	0
特定資産 計	191,449,172	100,498,654	100,425,871	191,521,955
合計	241,449,172	100,498,654	100,425,871	241,521,955

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
【基本財産】				
定期預金	50,000,000	(50,000,000)	—	—
小計	50,000,000	(50,000,000)	—	—
【特定資産】				
定期預金	30,000,000	(30,000,000)	—	—
志野基金	27,883,040	(27,883,040)	—	—
三上基金	63,362,388	(63,362,388)	—	—
奨学生基金	70,276,527	(70,276,527)	—	—
小計	191,521,955	(191,521,955)	—	—
計	241,521,955	(241,521,955)	—	—

4. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び差額

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び差額は次のとおりである。

(単位:円)

科目	帳簿価額	時価	差額
国債(第91回利付国債)	24,981,198	25,180,600	199,402
国債(第298回利付国債)	59,978,018	59,998,140	20,122
公債(名古屋市公募公債第12号)	20,141,115	20,128,000	(13,115)
公債(千葉市公募公債平成14年度第1回)	20,135,412	20,108,000	(27,412)
計	125,235,743	125,414,740	178,997

5. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
受取寄付金	6,902,336
基本財産運用益	44,772
計	6,947,108

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
【基本財産】				
定期預金	50,000,000	(50,000,000)	—	—
小計	50,000,000	(50,000,000)	—	—
【特定資産】				
志野基金	27,883,040	(27,883,040)	—	—
三上基金	63,362,388	(63,362,388)	—	—
奨学生基金	100,276,527	(100,276,527)	—	—
小計	191,521,955	(191,521,955)	—	—
計	241,521,955	(241,521,955)	—	—

4. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び差額

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び差額は次のとおりである。

(単位:円)

科目	帳簿価額	時価	差額
国債(第91回利付国債)	24,981,198	25,180,600	199,402
国債(第298回利付国債)	59,978,018	59,998,140	20,122
公債(名古屋市公募公債第12号)	20,141,115	20,128,000	(13,115)
公債(千葉市公募公債平成14年度第1回)	20,135,412	20,108,000	(27,412)
計	125,235,743	125,414,740	178,997

5. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
受取寄付金	6,902,336
基本財産運用益	44,772
計	6,947,108

財産目録
2012年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		使用目的等	金額
(流動資産)			
現金	手元保管	運転資金として	76,691
当座預金	ゆうちょ銀行	公益目的事業および管理目的の財源として使用する資産である	2,398,740
普通預金	みずほ銀行	公益目的事業および管理目的の財源として使用する資産である	38,571,376
普通預金	三井住友銀行	公益目的事業および管理目的の財源として使用する資産である	1,207,384
普通預金	三菱東京UFJ銀行	公益目的事業および管理目的の財源として使用する資産である	932,164
		〈現金/預金計〉	43,186,355
預け金	日米教育委員会	公益目的事業である奨学金支払い分のための預け金である	797,845
未収収益金	有価証券/定期預金 経過利息	管理目的の財源として使用する	207,368
立替金	東京フルブライト・アソシエーション	管理費の立替金である	41,003
流動資産合計			44,232,571
(固定資産)			
基本財産			
定期預金	大和ネクスト銀行	公益目的保有財産であり、運用益を管理目的の財源として使用する	50,000,000
特定資産			
定期預金	三井住友信託銀行	公益目的保有財産であり、運用益を管理目的の財源として使用する	30,000,000
志野基金	三菱東京UFJ銀行普通預金	公益目的保有財産であり、運用益を管理目的の財源として使用する	2,901,842
志野基金	第91回利付国債	公益目的保有財産であり、運用益を管理目的の財源として使用する	24,981,198
三上基金	三菱東京UFJ銀行普通預金	公益目的保有財産であり、運用益を管理目的の財源として使用する	3,384,370
三上基金	第298回利付国債	公益目的保有財産であり、運用益を管理目的の財源として使用する	59,978,018
奨学生基金	みずほ銀行普通預金	公益目的保有財産であり、運用益を管理目的の財源として使用する	30,000,000
奨学生基金	名古屋市公募公債第12回	公益目的保有財産であり、運用益を管理目的の財源として使用する	20,141,115
奨学生基金	千葉市公募公債平成14年度第1回	公益目的保有財産であり、運用益を管理目的の財源として使用する	20,135,412
		〈特定資産計〉	191,521,955
その他の固定資産			
電話加入権	NTT東日本	公益目的事業および管理目的の資産である	30,000
事務所敷金	三菱地所株式会社 山王グランドビル	公益目的事業および管理目的の資産である	1,382,600
		〈その他の固定資産計〉	1,412,600
固定資産合計			242,934,555
資産合計			287,167,126
(流動負債)			
未払奨学金		公益目的事業である奨学金未払分である	23,596,737
未払金	外部監査料	監査法人への未払金である	1,050,000
	その他	公益目的事業および管理目的の業務に使用する費用10件の未払金である	2,287,516
		〈未払金計〉	3,337,516
預り金	源泉所得税	職員給料手当/臨時雇賃金/外部監査料に対する源泉所得税預かり分である	172,516
流動負債合計			27,106,769
負債合計			27,106,769
正味財産			260,060,357

財産目録
2012年3月31日現在

(単位:円)


貸借対照表科目		場所・物量	使用目的等	金額
(流動資産)				
現金	手元保管		運転資金として	76,691
当座預金	ゆうちょ銀行		公益目的事業および管理目的の財源として使用する資産である	2,398,740
普通預金	みずほ銀行		公益目的事業および管理目的の財源として使用する資産である	38,571,376
普通預金	三井住友銀行		公益目的事業および管理目的の財源として使用する資産である	1,207,384
普通預金	三菱東京UFJ銀行		公益目的事業および管理目的の財源として使用する資産である	932,164
預け金	日米教育委員会		公益目的事業である奨学金支払い分のための預け金である	797,845
未収収益金	有価証券/定期預金 経過利息		管理目的の財源として使用する	207,368
立替金	東京フルブライト・アソシエーション		管理費の立替金である	41,003
流動資産合計				44,232,571
(固定資産)				
基本財産				
定期預金	大和ネクスト銀行		公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源として使用する	50,000,000
特定資産				
志野基金	三菱東京UFJ銀行普通預金		奨学金の支給に充てるため指定された特定資産であり、運用益を管理目的の財源として使用する	2,901,842
志野基金	第91回利付国債		奨学金の支給に充てるため指定された特定資産であり、運用益を管理目的の財源として使用する	24,981,198
三上基金	三菱東京UFJ銀行普通預金		奨学金の支給に充てるため指定された特定資産であり、運用益を管理目的の財源として使用する	3,384,370
三上基金	第298回利付国債		奨学金の支給に充てるため指定された特定資産であり、運用益を管理目的の財源として使用する	59,978,018
奨学生基金	三井住友信託銀行定期預金		奨学金の支給に充てるため指定された特定資産であり、運用益を管理目的の財源として使用する	30,000,000
奨学生基金	みずほ銀行普通預金		奨学金の支給に充てるため指定された特定資産であり、運用益を管理目的の財源として使用する	30,000,000
奨学生基金	名古屋市公募公債第12回		奨学金の支給に充てるため指定された特定資産であり、運用益を管理目的の財源として使用する	20,141,115
奨学生基金	千葉市公募公債平成14年度第1回		奨学金の支給に充てるため指定された特定資産であり、運用益を管理目的の財源として使用する	20,135,412
その他の固定資産				
電話加入権	NTT東日本		公益目的事業および管理目的の資産である	30,000
事務所敷金	三菱地所株式会社 山王グランドビル		公益目的事業および管理目的の資産である	1,382,600
固定資産合計				242,934,555
資産合計				287,167,126
(流動負債)				
未払奨学金			公益目的事業である奨学金未払分である	23,596,737
未払金	外部監査料		監査法人への未払金である	1,050,000
	その他		公益目的事業および管理目的の業務に使用する費用10件の未払金である	2,287,516
預り金	源泉所得税		職員給料手当/臨時雇賃金/外部監査料に対する源泉所得税預かり分である	172,516
流動負債合計				27,106,769
負債合計				27,106,769
正味財産				260,060,357

独立監査人の監査報告書

2012年5月18日

公益財団法人 日米教育交流振興財団
理事長 潮田 資勝 殿

事務所名 公認会計士内川清雄事務所

公認会計士 内川 清雄 

公認会計士 金木 修二 

私たちは、公益財団法人日米教育交流振興財団の2011年11月1日から2012年3月31日までの財務諸表、すなわち、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録、並びに収支計算書（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、私たちの責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

私たちは我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、私たちの意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、公益財団法人日米教育交流振興財団の2012年3月31日現在の財政状態並びに同事業年度の正味財産増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 収支計算書は、「公益法人会計における内部管理事項について」（2005年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）に従って、公益財団法人日米教育交流振興財団の2011年11月1日から2012年3月31日までの収支の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

公益財団法人日米教育交流振興財団と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上


独立監査人の監査報告書 (修正した財務諸表に係る監査報告書)

2012年10月1日

公益財団法人 日米教育交流振興財団
理事長 潮田 資勝 殿

金子

事務所名 公認会計士内川清雄事務所

公認会計士 内川 清雄 

公認会計士 金木 修二 

私たちは、公益財団法人日米教育交流振興財団の2011年11月1日から2012年3月31日までの財務諸表、すなわち、貸借対照表（修正後）、正味財産増減計算書（追加した表および内訳表の修正後）について適正に修正されたことを認める。

この監査報告書は追加した表および修正した箇所に係る監査報告書である。したがって追加および修正箇所以外の事項については2012年5月18日に提出した監査報告書に記載したとおりである。

以上

修正 → 内訳に付
監査報告書 - 公益財団法人日米教育交流振興財団
4/12/12

監査報告書

公益財団法人日米教育交流振興財団
理事長 潮田 資勝 様

私は、2012年6月に日米教育委員会事務局会議室において開催される、公益財団法人日米教育交流振興財団の2012年度役員会で審議される予定の、2011年11月1日から2012年3月31日までの財務諸表他決算に関し、独立監査人から報告および説明を受け、一切の関係書類を監査いたしました。
財団の事業運営に関しては、特に寄付行為の関連条項に照らして監査しましたが、総て有効適切に運営管理されており、財産の状況及び会計又は業務の執行について不正の事実がないことをご報告申し上げます。

以上

2012年 5 月 25 日

監査役 舟橋 是之 

監査報告書

公益財団法人日米教育交流振興財団
理事長 飯野 正子 様

私は、2012年11月に日米教育委員会事務局会議室において開催される、公益財団法人日米教育交流振興財団の2012年度第4回理事会と臨時評議員会で審議される予定の、2011年11月1日から2012年3月31日までの財務諸表他決算修正に関し、一切の関係書類を監査いたしました。
財団の事業運営に関しては、特に寄付行為の関連条項に照らして監査しましたが、総て有効適切に運営管理されており、財産の状況及び会計又は業務の執行について不正の事実がないことをご報告申し上げます。

以上

2012年 10 月 / 日

監事 舟橋 是之 

監査報告書

公益財団法人日米教育交流振興財団
理事長 潮田 資勝 様

私は、2012年6月に日米教育委員会事務局会議室において開催される、公益財団法人日米教育交流振興財団の2012年度役員会で審議される予定の、2011年11月1日から2012年3月31日までの財務諸表他決算に関し、独立監査人から報告および説明を受け、一切の関係書類を監査いたしました。
財団の事業運営に関しては、特に寄付行為の関連条項に照らして監査しましたが、総て有効適切に運営管理されており、財産の状況及び会計又は業務の執行について不正の事実がないことをご報告申し上げます。

以上

2012年 5月 25日

監査役 吉村 徳重 

監査報告書

公益財団法人日米教育交流振興財団
理事長 飯野 正子 様

私は、2012年11月に日米教育委員会事務局会議室において開催される、公益財団法人日米教育交流振興財団の2012年度第4回理事会と臨時評議員会で審議される予定の、2011年11月1日から2012年3月31日までの財務諸表他決算修正に関し、一切の関係書類を監査いたしました。
財団の事業運営に関しては、特に寄付行為の関連条項に照らして監査しましたが、総て有効適切に運営管理されており、財産の状況及び会計又は業務の執行について不正の事実がないことをご報告申し上げます。

以上

2012年 10月 / 日

監事 吉村 徳重 

公益財団法人日米教育交流振興財団
審査委員会規則(案)

① 印刷済あり
P5+5

平成 24 年 11 月 9 日

10A
1A
Josec

(設置)

第 1 条 公益財団法人日米教育交流振興財団(以下「本財団」という)定款第 40 条の規定にもとづき、審査委員会を置く。

(役割)

第 2 条 審査委員会は、理事長の諮問に応じて、定款第 3 条に掲げる奨学金支給の対象になる者の選考をする。

(任務)

第 3 条 「フルブライト交流プログラムで来日する米国の学生と研究者」、及び「渡米する日本の学生と研究者」に対する奨学金の支給援助をするため、フルブライト奨学生として選考された者の中から、本財団が支給する奨学生として選考する。
2 選考は本財団の審査委員会が日米両国の社会・人文・自然・応用科学分野、あるいはジャーナリストや弁護士等専門職業分野でリーダーとなり、日米の相互理解に貢献する人材を選考基準とし、審査をする。

(委員)

第 4 条 審査委員会は、フルブライト留学の経験のある学識経験者から、11 名以内をもって構成する。
2 審査委員は、理事会の決議により、理事長が委嘱する。
3 審査委員の任期は、選出された日の後、最初に到来する 4 月 1 日から 2 年後の 3 月 31 日までとする。ただし、前任者が任期途中で退任したことによりその後継として選出された審査委員の任期は、選出された日から当該前任者の任期満了日までとする。
4 再任は 2 回に限りこれを認める。 6/14/12

(委員長)

第 5 条 審査委員会には審査委員長を 1 名置く。
2 審査委員長は、理事会の決議により、理事長が委嘱する。
3 審査委員長の任期は、選出された日の後、最初に到来する 4 月 1 日から 2 年後の 3 月 31 日までとする。ただし、前任者が任期途中で退任したことによりその後継として選出された審査委

員長の任期は、選出された日から当該前任者の任期満了日までとする。

4 再任は2回に限りこれを認める。

(審査及び選考)

第6条 審査と選考は、次の1次手続と2次手続により行う。

1次手続(郵便による書面審査)

審査委員長と審査委員全員に候補者の申請書類を郵送し、研究テーマと内容について審査し、本財団が支給するフルブライト奨学金支給対象者を選考し、所定の選考結果記入用紙を用い提出する。

2次手続(集計)

会議は、本財団の事務局長立会いの下、審査委員長と代表理事が出席する。書面審査で提出された選考書類を集計開票し、得票数の多い順に本財団のフルブライト奨学金支給対象者を選定する。得票数が同数の場合は、審査委員長の判断にゆだねる。

(審査結果の報告)

第7条 審査委員会は、その審査結果を本財団理事会に報告する。

(事務)

第8条 審査委員会の事務は、本財団事務局が行う。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員会の定めるところによる。

附則

1 この規則は、平成24年12月1日から施行する。

2 本財団が公益財団法人に移行した日において財団法人日米教育交流振興財団の審査委員及び審査委員長であった者については、これを第4条第2項及び第5条第2項の規定によって委嘱された者とみなす。なお、これらの者の任期は、本財団が公益財団法人に移行した日から平成25年3月31日までとする。

公益財団法人 日米教育交流振興財団
役員等旅費規程（案）

第1章 総則

（総則）

第1条 公益財団法人日米教育交流振興財団（以下「本財団」という）の役員等の出張にかかる旅費の支給に関しては、この規程の定めるところによる。

（定義）

第2条 前条の役員等には、次の各号に掲げる者が含まれるとする。

- (1) 定款第 21 条に定める理事および監事
- (2) 定款第 10 条に定める評議員
- (3) 定款第 29 条に定める顧問
- (4) 定款第 40 条に定める審査委員会に属する審査委員長および審査委員
- (5) その他、理事長より出張依頼された第 1 号～第 4 号以外の者

2. 出張とは、役員等が本財団の業務を遂行するため、一時居住地を離れて旅行することをいう。

（出張の区分）

第3条 出張を次のとおり区分する。

- (1) 本財団が招集する会議に出席することを目的とした出張
- (2) 前号以外の出張

（出張依頼）

第4条 出張依頼は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める方法によって行うものとする。

- (1) 前条第 1 号に定める区分の出張の場合
 - イ. 理事長が行う。
 - ロ. 理事長が欠けたとき、または理事長に事故があるときは、副理事長が行う。
- (2) 前条第 2 号に定める区分の出張の場合 理事長が書面または電磁的方法（以下「出張依頼書」という）で、行う。

（出張申請）

第5条 第 3 条第 2 号に定める区分の出張について、書面または電磁的方法（以下「出張申請書」という）で、理事長に出張申請を行い、決裁を受けることができる。

（出張手続き）

第6条 出張をする際は、次の手続きを行うものとする。

- (1) 第3条第1号に定める区分の出張の場合は、会議に出席する旨を、予め当該旅費の支払をする者（以下「本財団事務局」という）に通知する。
- (2) 第3条第2号に定める区分の出張の場合は、出張出発前に、本財団事務局に目的、行程、期間、予算等を通知するとともに、出張依頼書の写し、または承認された出張申請書の写しを、本財団事務局に提出する。

(旅費の支給)

第7条 役員等が、出張依頼または出張申請の承認を受けて出張した場合には、当該出張をする者(以下「当該者」という)に旅費を支給する。

2. 旅費は、経済的かつ合理的な通常の経路、および方法により出張した場合の旅費を支給する。
3. 第1項の規定にかかわらず、当該者の居住地を起点として、業務を遂行する場所(以下「用務地」)が片道100km未満に位置する場合の旅費は支給しない。
4. 海外出張における旅費の支給は、本規程第12条の定めを適用する。

(旅費の種類)

第8条 旅費は、交通費とする。但し、特段の事情がある場合は、宿泊料を含めることができる。

2. 交通費は、鉄道賃および航空賃とする。
3. 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じた旅客運賃および料金とする。
4. 航空賃は、航空旅行について路程に応じた旅客運賃とする。

(旅費の精算)

第9条 当該者は、次の各号に規定する方法によって精算する。

- (1) 出張が完了した日の翌日から起算して2週間以内に精算する。
- (2) 精算を請求する際は、次の書類および資料を本財団事務局に提出する。
 - イ. 所定の様式による旅費精算請求書
 - ロ. 航空賃を精算する場合は、本財団宛に発行された、現に要した実費額に対する領収書の原本、および実際に利用した航空会社、行程、券種を確認できる資料(搭乗半券や旅程表)
 - ハ. 宿泊料を精算する場合は、当該者が利用した宿泊施設から本財団宛に発行された、現に要した実費額に対する領収書の原本

第2章 旅費

(交通費)

第10条 交通費は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める鉄道賃あるいは航空賃とする。

- (1) 当該者の居住地と用務地がともに本州または九州に位置する場合 次の各号に

規定する鉄道賃

- イ. 全国新幹線鉄道整備法第2条で定められた新幹線鉄道（以下「新幹線」という）の旅客運賃、特別急行料金および座席指定料金 但し、特別車輦料金（グリーン席等）は含まない。
 - ロ. 当該者の居住地の最寄りの新幹線停車駅と、用務地の最寄りの新幹線停車駅を結ぶ区間における往復割引料金
 - ハ. 当該者が新幹線以外の交通手段を利用した場合においても、特段の事情が無い限り、イ.およびロ.に規定する旅客運賃および料金とする。
- (2) 当該者の居住地あるいは用務地が北海道、四国、または沖縄に位置する場合 次の各号に規定する航空賃
- イ. 座席の等級を2階級以上に区分する航空路による出張の場合は、普通席の運賃
 - ロ. 利用する一定期間前までに航空券を予約することを条件とした事前購入割引、あるいは特定の便を利用することを条件とした特定便割引等の各種割引運賃の実費運賃
 - ハ. 第3条第1号に定める区分の出張の場合は、別表1において定める金額を支給上限額とする。

(宿泊料)

第11条 宿泊料は、次の各号に規定する宿泊料による。

- (1) 宿泊料は、業務上必要、または天災、その他やむを得ない事情により、宿泊が合理的であると理事長に認められた場合に限り、支給することができる。
- (2) 当該者が宿泊施設に支払った宿泊料が1万円以内の場合は、実費宿泊料を支給する。1万円を超える場合には、1万円を上限として支給する。

(海外出張)

第12条 海外出張における旅費の支給については、都度、当該者と理事長が協議の上、決定する。

第3章 旅費の調整

(旅費の調整)

- 第13条 理事長が、当該出張の目的の性質上、または出張先の実情、その他特別の事情により、この規程による旅費の支給が妥当でないと判断するときは、支給額を減額または増額することができる。
- 2. 同一経路で他団体等の用務を兼ねる出張、または共通の用務のための出張の場合は、本規程に定める旅費と共通する旅費が他団体等から当該者に対して全額支給される場合には、旅費は支給しない。他団体等から当該者に対して支給される旅費の額が、本規程の定める旅費の額より少ない場合は、その差額を当該者に支給することがで

きる。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会において決議する。

附則

1. この規程は、平成24年12月1日から施行する。

別表1 (第10条第2号ハ. 関係)

役員等の居住地別 交通費支給上限額

居住地	支給上限額
北海道	60,000円
四国	50,000円
沖縄	70,000円

平均
P4P4
4/5/1/1/1
A242E ~ 変更
(7/11 ~ 7/11)
72-2672人29

1. 日米フルブライト奨学生推移

年度	日本人(J)	米国人(A)	合計	内財団分 ^{※1} (J)	内財団分 ^{※1} (A)	内財団分計
1949-1959	2,935	379	3,314	-	-	0
1960-1969	2,141	391	2,532	-	-	0
1970-1979	386	229	615	-	-	0
1980-1989	657	414	1,071	6	48	54
1990-1999	631	512	1,143	23	172	195
2000	70	42	112	1	11	12
2001	53	54	107	1	21 ^{※2}	22
2002	55	54	109	1	21 ^{※2}	22
2003	52	55	107	2	21 ^{※2}	23
2004	42	47	89	2	21 ^{※2}	23
2005	47	47	94	1	16 ^{※3}	17
2006	47	54	101	3	17 ^{※3}	3
2007	46	54	100	6	16 ^{※4}	6
2008	53	59	112	3	12	15
2009	66	51	117	2	10	12
2010	55	40	95	1	10	11
2011	45	40	85	1	10	11
2012	54	39	93	1	10	11
合計	7,435	2,561	9,996	54	416	437

- ※1 1986年3月31日 日米教育交流振興財団設立
- ※2 A50(サンフランシスコ平和条約締結50周年記念募金)10名を含む
- ※3 A50(サンフランシスコ平和条約締結50周年記念募金)5名を含む
- ※4 A50(サンフランシスコ平和条約締結50周年記念募金)2名を含む

*A 9m
6 out of 10
3/10*

2. 財団が支給するフルブライト奨学生の人数について

財団が支給するフルブライト奨学生の人数については、定款上以下のとおり明記されていない。

(目的)

第3条 この法人は、我が国と米国の学生、研究者等に対し奨学金援助を行うことにより、両国間の教育、学術、文化の交流を促進し、もって国際的人材の養成と日米相互理解の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 来日する米国の学生、研究者等及び渡米する我が国の学生、研究者等に対する奨学金の支給並びに援助

3. 財団の財政状況について

	2011年度	2010年度	2009年度	2008年度	2007年度
正味財産残高	260,060,357	295,135,987	333,626,761	369,668,109	413,464,885

正味財産は毎年3,500万円～4,000万円ほど減少している。

※志野基金：毎年1名を輩出。金額は500万円。
志野基金の残高(2012年度末)：17,000,000円

※三上基金：毎年2名を輩出。金額は1,000万円
三上基金の残高(2012年度末)：43,000,000円

4. 今後の奨学生の人数について

財団設立当初から四半世紀が経ち、財団の環境も大きく変化した。毎年、例年に従い同じ人数を今後輩出することができるか。

奨学金支給額 合計

(単位:円)

年度	日本人 (1名)	米国人		合計
		FF (6名)	GS (4名)	
2011	4,000,000	24,000,000	21,000,000	49,000,000
2012	6,000,000	21,000,000	21,000,000	48,000,000

奨学金支給額 1人当たり

(単位:円)

年度	日本人 @	米国人	
		FF @	GS @
2011	4,000,000	4,000,000	5,250,000
2012	6,000,000	3,500,000	5,250,000

- ※ 日本人の経費のちがいは、授業料のほか、留学地の地域性による。
- 米国人の経費のちがいは家族構成に応じた、生活費および住宅費の変動による。
- 注) 支給額は物価等を考慮し、不定期にJUSECが見直しをする。

第 5 号議案 当法人活動の報告

- 12
- 12
- ・10月12日 「フルブライト・プログラム 60周年記念募金(FP60募金)」第5回実行委員会
FP60募金 個人募金の募集期限が2012年3月31日→2013年3月31日に延期された。
FP60募金 企業・団体募金の募集期限は変更がなく、2014年3月31日までである。
※募金金額については、配布資料 P29-30 を参照。

- 21-2)
- ・10月29日 第36回日米交流チャリティ・ゴルフ大会
本年度の日米交流チャリティ・ゴルフ大会は前日の雨模様とは一転し、穏やかな秋の晴天に恵まれ開催された。参加者人数は115名。収益はおよそ300万円の見込み。

顧問契約書

公益財団法人日米教育交流振興財団（以下「甲」と称する）と中村コンサルティングオフィス 所長中村雅浩（以下「乙」と称する）とは、下記のとおり契約する。

（顧問業務の範囲）

第1条 甲が乙に委任する顧問業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 会計指導業務

事業計画書及び収支予算書の作成指導

決算書類及び事業報告の作成指導

(2) 法人運営相談

理事会、評議員会の運営方法の相談、理事会議事録等の作成指導

(3) 行政庁提出書類の作成指導業務

事業計画等に係る定期提出書類の作成指導

事業報告等に係る定期提出書類の作成指導

2 前項のほか、経理規程の作成業務を甲は乙に委任することができる。

（契約期間）

第2条 本契約の有効期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日迄とする。

（契約の更新）

第3条 契約終了日の1ヵ月前までに甲、乙のいずれかの意思表示がない場合は、従前と同一の内容をもって1年間、この契約は更新されたものとし、以後この例による。

（契約の解除）

第4条 甲、乙双方は以下の各号のいずれかに該当する場合、直ちに本契約を解約することができる。

(1) 本契約に違反したとき

(2) 正当な理由なく委任業務が行われないとき

(3) 甲または乙の信用を著しく傷付けたとき、または不利益をもたらしたとき

(4) 支払いが停止したとき、または手形交換所の取引停止処分があったとき

(5) 差し押さえ、競売、強制執行等公権力の処分を受けたとき

(6) 破産、民事再生、会社更生、会社整理の申し立てがなされ認められたとき

(顧問報酬額)

第5条 甲が乙に支払う顧問報酬額は、月額 50,000 円 (TKC 公益法人会計システムのレンタル料 10,000 円、法人運営相談料 10,000 円を含む)、決算料 150,000 円とする。

2 前項のほか、第1条第2項に規定する経理規程作成業務については、1回につき 30,000 円とする。

3 前2項に規定する報酬額は、いずれも消費税別、源泉徴収税控除前の額とする。

(途中解約の場合の報酬)

第6条 甲の都合により、契約期間の途中において解約する場合は、乙は既に経過した期間、または既に履行した業務内容に相当する報酬額を甲に請求するものとする。なお、乙が契約時に受領した着手料は返還しない。

(費用負担)

第7条 委任業務遂行に必要な費用は原則として乙の負担とする。ただし、甲の負担とすることを事前に甲が承諾した費用については甲の負担とする

(出張旅費および日当)

第8条 業務に伴い出張を要する場合は、乙の請求に基づき甲が費用負担する。

(支払方法)

第9条 甲は次の区分ごとに、それぞれに定める期限までに、乙の指定する口座に振込むものとする。

4月分から6月分まで	当年6月30日まで
7月分から9月分まで	当年9月30日まで
10月分から12月分まで	当年12月31日まで
1月分から3月分まで	当年3月31日まで
決算料	決算終了後の6月30日まで

2 第5条第2項に規定する経理規程作成業務の報酬については、前項の各期間のうち、当該業務の終了後最初に到来する期間に加算して請求し、乙の指定する口座に振込むものとする。

(資料の提示・瑕疵責任)

第10条 乙が業務処理に必要な書類、帳簿及びその他の資料は、甲の責任と費用負担において甲が提供するものとする。甲は、委任業務の範囲で、乙の指示に基づき乙の業務に協力しなければならないものとし、甲の提供した資料の不備に起因して生じた委任業務の瑕疵については、乙は責任を負わない。

(業務の瑕疵等)

第11条 業務処理の引渡しを受けた後、1年間を瑕疵担保期間とし、甲の責に帰さない瑕疵が発見された場合、乙は誠意を以て解決に努める。ただし、瑕疵担保期間経過後であっても、乙に故意または重大な過失があった場合、乙はその責任を免れない。

(守秘義務)

第12条 乙は、税理士法第38条、社会保険労務士法第21条及び行政書士法第12条に基づき、業務上入手した甲に関する情報に関し、第三者に漏洩してはならない。

(個人情報の保護)

第13条 乙が業務の遂行に際して甲関係者の個人情報を取り扱う場合、乙は個人情報を機密として保持し、委任業務以外の目的で第三者に開示・遺漏したり、利用することができない。また、乙は、個人情報の紛失・破壊・改ざん等の防止に必要な以下の合理的措置を講ずる。

- (1)乙は甲関係者の個人情報を第1条に記載した業務以外に使用しない
- (2)前号に規定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報は取り扱わない。
- (3)乙は甲関係者の個人情報の取り扱いについて、第三者に漏らさないよう事務所内管理の徹底に努める。
- (4)乙が保有する個人情報について、本人から当該本人が識別される個人情報の開示を求められたときは本人に対し一定の保有情報を開示する。
- (5)乙は受託した業務の一部を第三者への再委託するときは、この条をその再委託先にも適用する。

(協議解決)

第14条 この契約書に規定のない事項および契約内容変更ならびに解釈に疑義が生じた場合については、法令の定めによる他、その都度甲乙協議して解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第15条 甲及び乙は、万一、前条にて解決せず、紛争が生じた場合には、この契約に関する訴訟の管轄裁判所を東京地方裁判所とする。

本契約書は2通作成し、甲、乙それぞれ1通を所持するものとする。

平成24年 6月18日

所在地 東京都千代田区永田町2-14-2
山王グランドビル416
(甲) 法人名 公益財団法人 日米教育交流振興財団
代表者 理事長 飯野 正 印
所在地 東京都港区新橋五丁目7番12号
(乙) 事務所名 中村コンサルティングオフィス
所 長 (税理士・社会保険労務士・行政書士)
中 村 雅 浩 印

公益法人に関する総合コンサルタント

公益法人の労務と給与計算サポート

役員関係や出向の方が多いため、公益法人には特別な労務管理のノウハウが必要です。また給与計算や年末調整も会計と労務の完全融合により、公益法人のあらゆるニーズにマッチする指導を行っております。

公益法人の会計・税務サポート

新会計基準の会計処理と決算を完全理解！従来基準からの変更ポイントや実務上の注意点を懇切丁寧に指導します。また法人税、消費税など税務関係も万全です。

会社概要

公益法人事業内容

コンサルティング

- 月次訪問顧問サービス
- 定款・就業規則・諸規程の作成・改定
- 収支見通し(経営計画)、資金繰り見通しの立案

システム化

- 新公益法人会計基準に即した会計ソフトの導入・指導
- 給与計算業務のシステム化

アウトソーシング

- 職員入社・退職時等の社会保険手続き代行
- 決算書作成と法人税・所得税・消費税申告、税務代理
- その他関連する経営・労務・財務・法務のご相談・手続代行

所在地

〒105-0004

東京都港区新橋5丁目7-12 ひのき屋ビル6階

電話：0120-975-332 FAX：03-6638-8233

【中村雅浩所長プロフィール】

- 税理士・社会保険労務士・行政書士
- 京都大学法学部卒
- 大手企業で長期経営計画策定業務に約10年間従事。その後東京都内のシンクタンクで主任研究員等を歴任し、平成17年3月中村コンサルティングオフィスを設立。

著書：新公益法人の定款作成の実務
TKC 全国会 公益法人研究会

新公益法人の移行・手続き
パーフェクトガイド
TKC 全国会 公益法人研究会

フルブライト・プログラム60周年記念企業/団体募金実績

(単位:千円)

会計年度	企業名	申請日	申請額	入金日	入金額
2011	1 森ビル(株)	-	1,000	2012/3/30	1,000
****2011年度計			1,000		1,000
2012	2 吉田育英会	-	10,000	2012/4/12	10,000
	3 DIC(株)	2012/3	1,000	2012/4/20	1,000
	4 ニッタ(株)	2012/3	200	2012/4/25	200
	5 財)国際経済交流財団	2012/4	1,000	2012/4/16	1,000
	6 (株)モリタホールディングス	2012/4	1,000	2012/4/27	1,000
	7 イーアクセス(株)	2012/4	1,000	2012/5/31	1,000
	8 (株)朝日新聞社	2012/4	1,000	2012/6/27	1,000
	9 東海旅客鉄道(株)(JR東海)	2012/4	1,000	2012/6/11	1,000
	10 (株)読売新聞	2012/5	2,000	2012/5/30	2,000
	11 (株)日本経済新聞社	2012/5	1,000	2012/6/11	1,000
	12 (株)産業経済新聞社	2012/5	1,000	2012/7/17	1,000
	13 キヤノン(株)	2012/6	1,000	2012/8/31	1,000
	14 三井物産(株)	2012/6	2,000	2012/6/29	2,000
	15 三菱金曜会(計28社)	2012/9	5,000	2012/9/21	5,000
	16 (株)みずほフィナンシャルグループ	2012/9	2,000	2012/10/25	2,000
	17 (株)毎日新聞社	2012/9	1,000		
	18 中日新聞社	2012/9	1,000	2012/10/3	1,000
	19 住友化学(株)	2012/10	2,000	2012/10/31	2,000
	20 (株)三井住友銀行	2012/10	2,000	2012/10/24	2,000
	21 アメリカ教育学会	2012/10	100	2012/10/17	100
	22 トヨタ自動車(株)	2012/10	1,000		
****2012年度計			37,300		35,300
合 計			38,300		36,300

FP60個人募金目標額 ¥30,000,000					(単位:円)								
(A) 第6回 (F100) 個人募金 趣意書発送日: 2006/7月末					(B) 第7回 (FP60) 個人募金 趣意書発送日: 2011/12月末					差額 (B)-(A)		(B)/(A)	FP60 目標 達成率 (B)/¥3,000 万
経過 月数	年	月	募金額	累計	年	月	募金額	累計	月額	累計	累計		
0	2006	7	¥410,000	¥410,000	2011	12	¥200,000	¥200,000	(¥210,000)	(¥210,000)	49%	1%	
1		8	7,216,100	7,626,100	2012	1	1,881,000	2,081,000	(5,335,100)	(5,545,100)	27%	7%	
2		9	2,912,000	10,538,100		2	1,058,000	3,139,000	(1,854,000)	(7,399,100)	30%	10%	
3		10	920,000	11,458,100		3	3,211,365	6,350,365	2,291,365	(5,107,735)	55%	21%	
4		11	642,000	12,100,100		4	600,000	6,950,365	(42,000)	(5,149,735)	57%	23%	
5		12	610,817	12,710,917		5	167,500	7,117,865	(443,317)	(5,593,052)	56%	24%	
6	2007	1	1,070,690	13,781,607		6	2,287,500	9,405,365	1,216,810	(4,376,242)	68%	31%	
7		2	595,000	14,376,607		7	345,500	9,750,865	(249,500)	(4,625,742)	68%	33%	
8		3	200,000	14,576,607		8	160,500	9,911,365	(39,500)	(4,665,242)	68%	33%	
9		4	358,000	14,934,607		9	5,005,500	14,916,865	4,647,500	(17,742)	100%	50%	
10		5	230,000	15,164,607		10	1,229,500	16,146,365	999,500	981,758	106%	54%	
11		6	5,671,000	20,835,607	※(a)	11							
12		7	3,924,000	24,759,607		12							
13		8	1,262,000	26,021,607		2013	1						
14		9	985,647	27,007,254			2						
15		10	281,573	27,288,827			3						
16		11	30,000	27,318,827			4						
17		12	776,000	28,094,827	※(b)		5						
18	2008	1	1,000,000	29,094,827			6						
19		2	1,130,000	30,224,827			7						
20		3	245,000	30,469,827			8						
21		4	90,000	30,559,827			9						
22		5	20,386	30,580,213			10						
23		6	215,000	30,795,213			11						
24		7	0	30,795,213			12						
25		8	0	30,795,213		2014	1						
26		9	5,000	30,800,213			2						

※(a) 2007/6/14付にてリマインダー送付
 ※(b) 2007/12末付にてリマインダー送付

※(c) 2012/5吉日付にてリマインダー送付

内閣府 公益認定等委員会事務局
大臣官房公益法人行政担当室
審査監督調査官 桐原稔様

合符 → 申請 9/17
2012.9.7
桐原

2012年9月7日
公益財団法人日米教育交流振興財団
理事長 飯野正子

確約書

6月29日に提出した「事業報告等に係る提出書」の正味財産増減計算書内訳表、財産目録および別表C(2)について、貴委員会から8月2日に「次年度より改善すべき点」としてご指摘がありましたので、下記事項について確約いたします。

① 正味財産増減計算書(内訳表)

・公益認定等ガイドライン(P23)では、寄附を受けた財産のうち、一部を公益目的事業財産としなくても良いとしているにすぎないので、受領時に指定された用途に応じ法人会計と公益目的事業会計に按分する。

【※別添の正味財産増減計算書(次年度より改善すべき点)のとおり】

② 財産目録、正味財産増減計算書(内訳表)および別表C(2)6号財産

・財産目録における特定資産の使用目的等の記載「運用益を管理目的の財源として使用する」が移行時の別表C(2)の6号財産の「用途の指定」の記載と異なり、また、P/Lにおける特定資産受取利息が法人会計に按分されているが、次年度より移行時の別表C(2)の6号財産の「用途の指定」の記載どおり処理する(※受取利息の按分に関し、前年度との会計処理の相違について、「注記」において説明をする。)

②の確約箇所は以下のとおりである。

ご指摘箇所		② 次年度より改善すべき箇所	
6月29日提出した別表C(2)6. 「交付者の定めた用途」	奨学金の支給に充てるため指定された特定資産であり、 <u>運用益を管理目的の財源として使用する。</u>	移行認定時別表C(2)6. 「交付者の定めた用途」	公益目的事業(奨学金の支給)に充てるため指定された特定資産
財産目録(使用目的)	奨学金の支給に充てるため指定された特定資産であり、 <u>運用益を管理目的の財源として使用する。</u>	財産目録(使用目的)	奨学金の支給に充てるため指定された特定資産であり、 <u>公益目的事業の財源として使用する。</u>
正味財産増減計算書(内訳表)特定資産受取利息、	<u>法人会計に按分</u>	正味財産増減計算書(内訳表)特定資産受取利息、	<u>公益目的事業会計に按分</u>

以上

正味財産増減計算書（内訳表）【次年度より改善すべき点】
自2011年11月1日至2012年3月31日

（単位：円）

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産受取利息	44,772		44,772
② 特定資産運用益			0
特定資産受取利息		977,367	977,367
③ 受取寄付金			0
受取寄付金			0
受取寄付金振替額	4,425,788	2,476,548	6,902,336
受取寄付金航空券	6,932,944		6,932,944
④ その他受取利息		768	768
経常収益計	11,403,504	3,454,683	14,858,187
(2) 経常費用			
事業費			
奨学金	55,923		55,923
奨学選考費	41,667		41,667
航空運賃	6,932,944		6,932,944
給料手当	1,327,618		1,327,618
地代家賃	1,540,681		1,540,681
光熱水料費	131,572		131,572
旅費交通費	46,610		46,610
通信運搬費	182,603		182,603
会議費	21,755		21,755
OA使用料	136,578		136,578
臨時雇賃金	1,570,786		1,570,786
支払手数料	30,243		30,243
事務用品費	46,683		46,683
印刷製本費	209,238		209,238
委託費	237,450		237,450
管理費			
給料手当		352,911	352,911
地代家賃		180,750	180,750
光熱水料費		15,436	15,436
旅費交通費		561,025	561,025
通信運搬費		20,289	20,289
会議費		189,228	189,228
OA使用料		136,579	136,579
臨時雇賃金		417,551	417,551
支払手数料		30,244	30,244
事務用品費		12,409	12,409
保険料		2,400	2,400
諸謝料		201,849	201,849
外部監査料		1,050,000	1,050,000
保守点検費		94,640	94,640
什器備品等		14,737	14,737
倉庫料		19,950	19,950
研修費		4,600	4,600
租税公課		3,050	3,050
雑費		147,035	147,035
経常費用計	12,512,351	3,454,683	15,967,034
評価損益等調整前当期計上増減額	△ 1,108,847	0	△ 1,108,847
特定資産評価損			
当期経常増減額	△ 1,108,847	0	△ 1,108,847
2. 経常外増減の部			
経常外収益			
奨学金過年度調整	1,134,347		1,134,347
経常外費用			
当期経常外増減額	1,134,347		1,134,347
当期一般正味財産増減額	25,500	0	25,500
一般正味財産期首残高	18,512,902	0	18,512,902
一般正味財産期末残高	18,538,402	0	18,538,402
II 指定正味財産の増減の部			
受取寄付金	4,873,817	2,476,548	7,350,365
基本財産運用益	44,772		44,772
有価証券評価損	△ 375,246		△ 375,246
一般正味財産への振替額	△ 4,470,560	△ 2,476,548	△ 6,947,108
当期指定正味財産増減額	72,783	0	72,783
指定正味財産期首残高	241,449,172	0	241,449,172
指定正味財産期末残高	241,521,955	0	241,521,955
III 正味財産期末残高	260,060,357	0	260,060,357